

ひとり親家庭のための各種サービスのご案内

ひとり親家庭の皆さんを対象に、区では、さまざまな手当の支給やサービスなどの提供を行っています。

各種手当やサービスなどには、所得制限や年齢による制限などがあります。詳しくはお問合せください。

児童扶養手当

対象

次のいずれかに該当する十八歳になった最初の三月三十一日までの児童(二十歳未満)で中度以上の障害がある児童を含む)を養育している方

- ・離婚、死亡、遺棄(一年以上)
- ・父または母がいない
- ・父または母に重度の障害がある

手当額

所得に応じて児童一人の場合には月額九千七百八十円から四万四千三百円。二人目は月額五千円を加算、三人目以降は一人につき三千円を加算した額

児童育成手当

対象

次のいずれかに該当する十八歳になった最初の三月三十一日までの児童を養育している方

- ・離婚、死亡、遺棄(一年以上)
- ・父または母がいない
- ・父または母に重度の障害がある
- ・婚姻によらないで生まれ、父または母の扶養がない

手当額

一人につき月額一万三千五百円

育児・家事(食事)の支度、洗濯、掃除など、身の回りの世話など

ひとり親家庭の方が病気がけがなどをしたとき、安心して病院などで受診できるように医療費の自己負担分の一部を助成します。

対象

次のいずれかに該当する健康保険に加入している十八歳になった最初の三月三十一日までの児童(中度以上の障害がある場合は二十歳未満)と、その児童を養育している方

- ・離婚、死亡、遺棄(一年以上)
- ・父または母がいない
- ・父または母に重度の障害がある

助成の範囲

住民税課税世帯の方には、各種保険適用の自己負担分の一部を助成します。

住民税非課税世帯の方には、各種保険適用の自己負担分全額を助成します。

ひとり親家庭ホームヘルプサービス

ひとり親家庭で日常生活を営むのに著しく支障が生じたときに、ホームヘルパーを派遣します。

対象

義務教育修了前の児童のいるひとり親家庭で、就職活動や疾病、冠婚葬祭などにより、家事または育児などの日常生活に支障が生じ、ホームヘルプサービスの必要があると認められる家庭

サービス内容

費用の四十%(上限二十万円。八千円以下の場合には支給対象外)

母子家庭等高等技能訓練促進費

母子家庭の母の就業に有利な資格取得のため、二年以上養成機関で修業する場合に、訓練促進費を支給します。

ひとり親家庭休養ホーム

ひとり親家庭の方がレクリエーションや休養のために区の指定した施設を利用する際に、利用料金を助成します。

対象

児童育成手当を受給している方および手当の支給対象児童(三歳未満の方は対象外)

助成額

四月から翌年三月までの一年間で宿泊施設一泊、日帰り施設一回

・宿泊施設
大人(十二歳以上)一泊七千円以内、小人(三歳以上十二歳未満)一泊六千三百円以内

・日帰り施設
一回三千円以内

◎助成額を超えた分は自己負担になります。

母子家庭自立支援教育訓練給付金

母子家庭の母の就労促進のため、区が指定する教育訓練講座を受講する場合に、費用の一部を助成します。

対象

児童扶養手当の支給を受けている、または同様の所得水準にあり、二十歳未満の児童を扶養している方

費用の四十%(上限二十万円。八千円以下の場合には支給対象外)

母子家庭等高等技能訓練促進費

母子家庭の母の就業に有利な資格取得のため、二年以上養成機関で修業する場合に、訓練促進費を支給します。

対象者

児童扶養手当の支給を受けている、または同様の所得水準にあり、二十歳未満の児童を扶養している方

対象となる資格

看護師、介護福祉士、保育士など

支給額

別表のとおり

ひとり親家庭相談

母子自立支援員が、ひとり親家庭の自立に必要な相談や助言を行っています。

日時

月・金曜日(土・日曜日、祝日および年末年始を除く) 午前9時～午後5時

会場

区役所六階子育て支援課 ※問合せ先 子育て支援課子育て支援係 ☎(3546)5350

別表

	住民税非課税世帯	住民税課税世帯
訓練促進費(月額)	141,000円	70,500円
入学支援修了一時金	50,000円	25,000円

6月は東京都 HIV検査・相談月間です!

区では、「HIV 防ごう 支えよう」あなたと私の未来のために」をキャッチフレーズに、HIV検査・相談事業に取り組んでいます。

一人ひとりが正しい知識を持ち、予防に努めることが大切です。

また、HIV感染は、発見が早ければ適切な治療でエイズの発症を遅らせることができます。HIV感染を判断できるのは、検査だけです。匿名、無料で受けられますので、

感染の恐れのある方は検査を受けましょう。

通常検査(毎月二回)

検査日時 原則第二・第四木曜日 午前9時～9時45分受付 結果通知日時 二週間後の木曜日 午前10時15分～11時受付

夜間検査(臨時) 検査日時 6月13日(水) 午後6時30分～7時30分 結果通知日時 ☎(3541)5930

6月27日(水) 午後6時30分～7時30分

共通 会場 中央区保健所一階 検査項目 HIV、性病(梅毒・淋菌・クラミジア) ◎電話予約が必要です。 ※申込(問合せ)先 中央区保健所健康推進課 防係 ☎(3541)5930

住宅修繕等資金の融資あっせん

住宅の修繕や木造住宅の耐震補強などをしようとする方で、その資金を調達することが困難な場合に、低利の融資が受けられるよう金融機関にあっせんします。また、要件を満たす修繕などについては区が利子補給を行います。

対象となる住宅

- ・区内に所在するもの
- ・建築基準法上適法のもの
- ・居住部分の床面積が二百四十㎡以下であるもの
- ・修繕などの範囲

融資額 工事費用の範囲内で、二十万円から一百万円を単位として七百円円まで

融資時期 工事完了後 償還期間 十年以内(ただし二百万円以下のときは五年以内)

融資金率 年二・二%

利子補給 次の工事には利子補給を行います。 ・木造住宅の耐震補強工事 ・高齢者・心身障害者(児)に

とすること

・住民税を滞納していないこと

・完済時の年齢が八十歳未満であること

・現にこの制度による資金の融資を受けていないこと

融資額 工事費用の範囲内で、二十万円から一百万円を単位として七百円円まで

融資時期 工事完了後 償還期間 十年以内(ただし二百万円以下のときは五年以内)

融資金率 年二・二%

利子補給 次の工事には利子補給を行います。 ・木造住宅の耐震補強工事 ・高齢者・心身障害者(児)に

利便を与える工事

・アスベスト除去等工事

・木造住宅の耐震補強工事と高齢者・心身障害者(児)に利便を与える工事の融資額に対しては、一定の要件を満たした場合、区が二%の利子補給を行います。

また、アスベスト除去等工事の融資額に対しては、区が一・七%の利子補給を行います。

◎パンフレットは区役所五階住宅課、日本橋・月島特別出張所で配布しています。

◎審査などに時間がかかりますので、余裕をもってお申込みください。

◎必ず工事着工前にお申込みください。

※問合せ先 住宅課計画指導係 ☎(3546)5466